

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四〇二
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 四〇二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四〇二
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 四〇二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇二
- 道路の供用を開始する件 四〇二
- 公 告
- 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件 四〇三
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 四〇五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 四〇六
- 福 島 県 警 察 本 部
- 一般競争入札を行う件 四〇六
- 正 誤
- 令和二年七月十日付け号外第四十一号中 四〇〇

告 示

福島県告示第四百七十号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年七月十六日救急病院として認定した。
 令和二年七月二十一日

名称
 社会医療法人福島厚生会福島
 所在地
 福島市北沢又字成出一六番地
 令和五年七月十五日
 福島県知事 内堀雅雄
 認定有効期限

第一病院 〇2 (地域医療課)

福島県告示第四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年七月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ドン・キホーテ福島コマレオ店 福島県福島市鎌田字舟戸前一四番一号ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年七月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 株式会社カワチ薬品原町店 福島県南相馬市原町区北町二九三番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から令和二年七月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。
 令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、柳津中・南部地区に係る県営農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月二十二日から
同 年八月十一日まで （二十一日間）

三 縦覧の場所

柳津町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、佐布川地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（農業用河川工作物応急対策事業））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月二十二日から
同 年八月十一日まで （二十一日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所及び会津美里町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、小高東部地区に係る農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月二十二日から
同 年八月十一日まで （二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日

県道原町川俣線	相馬郡飯館村深谷字二本木前五番 一地先から 同 郡同 村深谷字深谷前四〇番 一地先まで	令和二年七月二十七日
---------	--	------------

（道路計画課）

公 告

公告第五百二十二号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。）第三十九条の規定により、令和元年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。
令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

1 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 受付窓口別の内訳

（単位：件）

区 分	文 書 に よ る 開 示 請 求	口 頭 に よ る 開 示 請 求	合 計

県政情報センター	118	1,289	1,407
県政情報コーナー	29	0	29
出先機関窓口	101	12,057	12,158
警察情報センター	127	0	127
合 計	375	13,346	13,721

注

- 1 「文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報に対する請求書による開示請求をいう（以下同じ。）。
 - 2 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう（以下同じ。）。
 - 3 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
 - 4 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
 - 5 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
 - 6 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。
 - 7 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
- ※ 条例第19条第1項の訂正請求、条例第21条の4第1項の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。
- (2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文書による開示請求	口頭による開示請求	合 計
総 務 部	8	63	71
危機管理部	0	0	0
企画調整部	0	0	0

事	生活環境部			
	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部
出納局	13	0	0	13
企業局	0	0	0	0
小 計	115	131	246	0
議 会	0	0	0	0
教 育 委 員 会	60	12,403	12,463	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0
警 察 本 部 長	127	0	127	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0
人 事 委 員 会	7	343	350	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	6	0	6	0

公立大学法人福島県立医科大学	60	290	350
公立大学法人会津大学	0	179	179
合 計	375	13,346	13,721

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数	開 示	
		取 下 げ	却 下
全 部 開 示	140		
一 部 開 示	195		
合 計	335		
不 開 示	37		
うち 公 文 書 の 不 存 在	36		
取 下 げ	2		
却 下	1		
合 計	375		

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	8	0	8
第2号 (本人不利益情報)	9	0	9
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情			

報)	150	1	151
第4号 (法人等の事業に関する情報)	2	0	2
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	37	0	37
第6号 (犯罪捜査等情報)	14	0	14
第7号 (審査、検討及び協議に関する情報)	0	0	0
第8号 (事務又は事業に関する情報)	27	1	28
合 計	247	2	249

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 審査請求に対する裁決等の状況

行政不服審査法 (平成26年法律第68号) に基づく審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあつた新規件数	2	1	0	1	1

(2) 件名等

審査請求の提起年月日	件 名	裁決等の区分
平成30年5月16日	平成30年5月11日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	棄 却
平成30年12月7日	平成30年9月5日付けでなされた自己情報開示	一 部 認 容

請求の一部開示決定に対する審査請求	請求の中
令和元年7月16日	令和元年6月3日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求

4 苦情相談の処理の状況
 事業者が行う個人情報情報の取扱いに関する苦情相談の実績はなかった。(文書法務課)

公告第五百五十三号

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。)第三十条の規定により、令和元年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

1 公文書の開示請求の状況
 (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	8,389
県 政 情 報 コ ー ナ ー	3,199
出 先 機 関 窓 口	500
警 察 情 報 セ ン タ ー	128
合 計	12,216

注

- 「請求」とは、条例第五条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ。)
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をい

- 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。
- 実施機関別の内訳

(単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数
総 務 部	622
知 危 機 管 理 部	439
企 画 調 整 部	358
生 活 環 境 部	117
保 健 福 祉 部	2,939
商 工 労 働 部	235
農 林 水 産 部	518
土 木 部	4,137
出 納 局	6
企 業 局	15
事 小 計	9,386
教 育 委 員 会	2,013
公 安 委 員 会	0
警 察 本 部 長	128
選 挙 管 理 委 員 会	63
監 査 委 員 会	0

人 事 委 員 会	0
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
病 院 事 業 管 理 者	13
公立大学法人福島県立医科大学	588
公立大学法人会津大学	21
合 計	12,216

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
開 全 部 開 示	8,201
一 部 開 示	3,114
示 小 計	11,315
不 開 示	790
うち公文書の不存在	759
請 求 の 取 下 げ	108
却	3

合 計	12,216
-----	--------

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合 計
条例第7条第1号 (法令秘情報) 又は旧条例第6条第1号	1	0	1
条例第7条第2号 (個人情報) 又は旧条例第6条第2号	1,931	7	1,938
条例第7条第3号 (事業情報) 又は旧条例第6条第3号	1,847	17	1,864
条例第7条第4号 (犯罪捜査等情報) 又は旧条例第6条第4号	4	0	4
旧条例第6条第5号 (国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号 (審議、検討等情報) 又は旧条例第6条第6号	125	2	127
条例第7条第6号 (事業執行過程情報) 又は旧条例第6条第7号	310	7	317
旧条例第6条第8号 (合議制機関等関係情報)	0	1	1
合 計	4,218	34	4,252

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条

例（平成2年福島県条例第41号）第6条各号を示す。
 3 審査請求の状況
 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決の状況等は、次のとおりである。
 (1) 件数 (単位 件)

審査請求の 繰越件数	審査請求 当該年度中に あつた新規件数	裁 決					取下げ 審理中	
		却下	棄却	認容	一部 認容	小計		
9	8	5	4	0	1	10	1	6

(2) 件名等

審査請求の 提起年月日	件 名	裁決等の区分
平成29年3月28日	「甲狀腺検査専門委員会診断基準等検討部会資料」の一部開示決定に対する審査請求	棄 却
平成29年10月31日	「学校体罰事故報告書」の一部開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
平成30年4月30日	「立会に係る境界確認書等の文書」の開示決定に対する審査請求	棄 却
平成30年8月7日	「実測平面図及び写真」の開示決定に対する審査請求	棄 却
平成30年8月30日	「平成23年度以降に実施された福島県、医大及び隣接省の合同会議にかかる文書」の開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年9月17日	「現地調査書（境界立会）に係る確認者代理人が確認できる書類」の開示決定に対する審査請求	棄 却

平成31年1月18日	「田村市木質バイオマス発電関連文書」の開示決定に対する審査請求	却 下
平成31年1月30日	「那山警察留置施設の食事提供に関する入札記録等の文書」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年3月20日	「平成29年度精神保健福祉資料【630調査】」の一部開示決定に対する審査請求	却 下
令和元年8月11日	「共同利用漁船等復旧支援対策事業の対象となつた漁船の補助金額、所有者等の氏名及び住所」の一部開示決定に対する審査請求	却 下
令和元年9月7日	「2015年以降の自主避難者に対する住宅施策と民間貸借り上げに関する書類や記録」及び「2015年以降に、県が内閣府、財務省、復興庁と被災者の住宅施策に関してやりとりした際の記録」の全部開示決定に対する審査請求	取 下 げ
令和元年10月31日	「共同墓地に関する共有者の相続関係説明図」の一部開示決定に対する審査請求	却 下
令和元年11月27日	「共同墓地に関する共有者の相続関係説明図」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和元年11月28日	「福島県警の職員が、福島県大熊町のオフサイトセンター（OFC）で取得、作成した文書のうち、平成23年3月11日～15日分の一切（OFCで配布された文書、現地で書き留めたメモなどを想定）」及び「福島県警が、大熊町のオフサイトセンター（OFC）とやりとりした文書、及びやりとりした内容を記録した文書のうち、平成23年3月11日～15日分の一切。※OFCとの間で送受信したFAX、電話連絡の内容を書き留めたメモなどを想定。OFCにいる福島県警の職員とのやりとりのみならず、OFCの拠点にした政府の現地対策本部や福島県の現地対策本部などとのやりとりも含む」の特例延長決	却 下

令和2年2月10日	「特定事件に関する書類全て」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年2月10日	「特定事件に関する書類全て」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年3月24日	「甲状態二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中

(文書法務課)

公告第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、熱海地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の工事は令和二年三月十日完了したので公告する。

令和二年七月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、梨池下地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業の工事は令和二年三月二十六日完了したので公告する。

令和二年七月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県警察本部**福島県警察本部公告第65号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察WANシステム及び福島県警察総合地理情報システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年7月21日

福島県警察本部長 林 学

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県警察WANシステム及び福島県警察総合地理情報システム一式（搬入、据付、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 仕様書による。
- 借入期間 令和3年3月1日から令和9年2月28日まで
- 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月2日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるこ

と。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年7月21日（火）から同年9月2日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月23日、同月24日及び同年8月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和2年9月17日（木）午前11時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年9月16日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Fukushima Prefectural Police WAN System and Comprehensive Geographic Information System Equipment, etc. 1 set (including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 17 September 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 September 2020

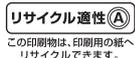
(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

○令和二年七月十日付け号外第四十一号中

四	上	一〇	令和二年法律第六十二号	令和二年法律第 号
ページ	段	行	正	誤

正 誤



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県印刷所
株式会社 第一印刷